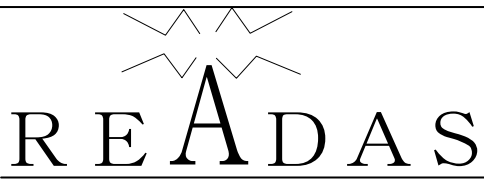


第 4965 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 4月17日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

👉 NISA の取扱い

Q：今年からNISAが始まったそうですが、どのような取扱いになっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

NISAとは、金融機関に設けた非課税口座内に受け入れた上場株式や株式投資信託などに係る譲渡益や配当等が非課税となる制度で、少額投資非課税制度といわれているものです。

口座は、その年1月1日において20歳以上の者であれば開設することができます。

開設できるのは、1人につき1つの金融機関となっており、いったん開設すると、最長4年間は他の金融機関に変更することができません。

非課税口座に受け入れることができる株式等は年間100万円までで、非課税となる期間は非課税口座内に設けられた非課税管理勘定ごとに最長5年（平成26年から平成35年までの10年間、毎年非課税管理勘定を設定することができます）となっています。

その年の未使用枠（100万円に満たない金額）を翌年に繰越すことはできませんし、また、非課税口座の上場株式等を売却した後の売却部分の枠を再利用することもできません。

なお、非課税口座で保有する上場株式等の配当について、非課税の適用を受けるには、配当等の受取方法を株式数比例配分方式で受け取る旨の手続を金融機関で行わなければなりません。ただし、株式投資信託の収益の分配については、こうした手続は必要ありません。

